

令和6年度地域包括支援センター事業評価の見直しについて

「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について(通知)」により取り扱われる。

○平成31年(令和元年)度～令和5年度まで

市町村や地域包括支援センターは、地域包括支援センターの事業について評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされた。

国において、全国で統一して用いる評価指標を策定。市町村においては、個々の地域包括支援センターの業務の実施状況を把握し、これを踏まえた地域包括支援センター運営協議会等での検討を通じて、適切な人員体制の確保や業務の重点化・効率化を進めていくことが求められた。

地域包括支援センターと
市町村それぞれの業務チ
ェックリストとして機能

※市町村指標 59 項目

※センター指標 55 項目

○年を追うごとに達成率が高い項目が増加
○地域包括支援センターと市町村間のコミュニケーションツールとして活用
▲具体的な業務改善につながっているかを評価することは困難

【参考】令和5年度地域包括支援センター事業評価結果(令和4年度実績)

	白井中央	白井駅前	西白井駅前	千葉県平均	全国平均
1 組織運営体制等	94.7%	100%	100%	93.5%	90.6%
2-(1)総合相談支援	100%	100%	100%	93.3%	92.7%
2-(2)権利擁護	100%	100%	100%	92.8%	92.3%
2-(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援	83.3%	83.3%	83.3%	89.0%	85.0%
2-(4)地域ケア会議	100%	100%	88.9%	88.4%	86.2%
2-(5)介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	100%	100%	100%	88.6%	84.4%
3 事業間連携(社会保障充実分事業)	100%	100%	100%	91.9%	89.0%

令和6年6月7日

「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について(通知)」一部改正

市町村が掲げる地域包括支援センターの事業の実施方針に沿った事業評価が行われ、各市町村の実情に合わせて地域包括支援センターの機能強化を図ることが可能となるよう評価指標が見直された。また、併せてその具体的な活用方法について示された。

○令和6年度から

地域包括支援センターの設置者は、実施する事業について自己評価を行い、質の向上を図らなければならないこと、また、市町村は、定期的に地域包括支援センターの事業の実施状況について評価を行い、必要に応じて事業の実施方針の見直し等の措置を講じなければならないこととされた。

国において評価事務の実施方法の詳細等について定められた。市町村においては、個々の地域包括支援センターの事業の実施状況を把握し、把握した結果について、地域包括支援センター運営協議会等で検討を行う等の取組を通じて、効果的な事業の実施のための適切な人員体制の確保や業務の重点化・効率化を進めることが求められた。

※市町村指標 24 項目

※センター指標 26 項目